

記者発表資料

令和7年9月9日（火）
議会事務局議事課（水谷、永田）
電話番号 0567-55-9858

9月議会の一般質問における議会の混乱について

9月議会が9月1日から開会し、9月8日から一般質問が始まっておりますが、井桁亮議員の不規則発言等により、9月9日の一般質問を進行できない状況に至った。

1 中断した理由

議員が行う一般質問に対して、不規則発言を行い、また、関連質問を行う際には質問をすぐに行わず、自分の意見を長々と述べ、自分の主義主張を繰り返し、議長が複数回制止したにも関わらず、繰り返し発言を続けた。

そのため、何度も議長は井桁亮議員の発言を禁止したが、従わないので、議場の外へ退去を命じた。しかし、井桁亮議員は従わず、議場に居座り議事が進行できなくなった。

参 考 1

9月9日（一人の質問（60分以内））

- ・井桁議員の不規則発言 30回以上
- ・議長からの不規則発言の制止 10回以上
- ・その他、昨日の一般質問において不規則発言あり。

参 考 2

- ・令和6年12月議会から令和7年6月議会までに、不適切発言等により懲罰動議が4回提出され、全てにおいて陳謝が議決されているが、いずれの議決に対しても従っていない。

2 時系列

令和7年9月9日 9：00頃 議会運営委員会	①一般質問における関連質問の取り決めと②不規則発言について確認した。 ①一般質問の関連質問については議長判断により1回のみ許可とする。関連質問の内容によっては議長は許可しないことができる。 ②不規則発言については、津島市会議規則を遵守すること及び、会
------------------------------	---

	議の秩序が失われ、混乱するようなことがあれば、議場の秩序維持のため議長の権限として、発言を制止し従わない場合は発言の禁止や議場の外に退去を命じることを確認した。 ・津島市議会会議規則第49条第1項 「発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。」 ・津島市議会会議規則第149条 「何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。」 ・地方自治法第129条第1項 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。
9：10頃 議場	議長から上記のことを報告
	垣見議員の一般質問に対する関連質問を井桁亮議員が行った際に、議長が発言を禁止したが、従わないため、暫時休憩した。
10：00頃 議会運営委員会	井桁亮議員に対して、本日午前中の議場からの退去を命令すること確認した。
10：20頃 議場	議長から上記のことを報告し、退去命令を行ったが、井桁亮議員は従わなかった。
10：45頃 全員協議会	再度、対応を検討した結果、議長の退去命令の妥当性と退去の期間について協議し、井桁亮議員の一般質問の前まで退去させることを全員で確認した。
11：20頃 議会運営委員会	本日中の一般質問においては退去させるが、井桁亮議員の一般質問においては入場させることを決定した。
13：00頃 議場	会議を再開するにあたり、約50分間にわたり井桁亮議員に対し退去命令がされたが、従わず、暫時休憩となった。
15：00頃 議場	再度、井桁亮議員に対し退去命令がされたが、従わず、散会となった。